二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第二項の項からなお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第四項の項までを次のように改める。

なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第二項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率		
	二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第三項	物価変動率が		
	第七十二条の四（第七十二条の六		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率		
	二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合		
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	第七十二条の五（第七十二条の六		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率		
	二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合		

（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	

第十八条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十三条の二第四項の項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改める。

第十九条第一項の表平成十二年改正法附則第十二条の二第二項の項から平成十二年改正法附則第十二条の二第四項の項までを次のように改める。

平成十二年改正法附則第十二条の二第二項	次の各号に掲げる	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	法第七十二条の三（法第七十二条の四から第七十二条の六まで		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　法第七十二条の三第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回り、かつ、同項に規定する物価変動率（以下「物価変動率」という。）が名目手取り賃金変動率を下回る場合　物価変動率		
	二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率（当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。）が	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
平成十二年改正法附則第十二条の二第三項	物価変動率が		
	法第七十二条の四（法第七十二条の六		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率		
平成十二年改正法附則第十二条の二第四項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
	法第七十二条の五（法第七十二条の六		
	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率	
	とする。		
	一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率		